

時の動き

福島原発公害・前橋地裁判決の成果と課題

弁護士 笹山 尚人

全国でたたかわれる

原発事故被害賠償訴訟

福島第一原発事故から6年を経過しました。原発事故によって避難を余儀なくされ、ふるさとを失い、生活に困窮する被害者はいまなお多数おられます。そうした被害者たちは、東京電力と国に対してその責任を追及し賠償を求める訴訟を全国各地で提起しています。

私はそのうちのひとつ、福島地裁いわき支部で、「福島原発公害避難者訴訟」「南相馬市避難者訴訟」「元的生活を返せ！いわき市民訴訟」を担当す

る福島原発被害弁護団に所属して、裁判実務等を担当しています。こうした全国の訴訟団は、その後連携を深め、今では、原告のみなさんが原発被害者訴訟原告団全国連絡会を結成し、21の裁判所で1万2千人余の原告が裁判をたたかっています。

前橋地裁判決の積極面と問題点

このうち、前橋訴訟で、2017年3月17日、全国の先陣をきって前橋地裁で判決が言い渡されました。前橋地裁判決の積極面は、東電と国の責任を明快に認定したことです。前

橋地裁は、事故による津波の発生の予見ができたこと、事故回避措置を取れるのに取らなかつたという東電の責任国が権限行使をしてそうした対策を指示できたのにしなかつた責任を明確に認め、原告らに合計3855万円余の賠償を命じました。集団訴訟初の判断で国と東電の責任が認められたことはとても大きく、全国の裁判所の判断に大きく影響するでしょう。

ただ、問題点もあります。それは、賠償額の水準が低額に過ぎること。原告一人あたりにすると賠償額は数十万円程度の金額であり、訴えを棄却された原告も多数います。6年以上もの避



一部勝訴の垂れ幕。前橋地裁前（3月17日）

難生活を重ねたこと、ふるさとを奪われたことの保証としてこの金額はあまりな内容です。

さらに被害を明らかにする

今後同様の集団訴訟では、続々と判

決を迎えます。千葉（9月22日）、福島（10月10日）、京都、東京、いわき（2018年3月）と続きます。

前橋判決の積極面を取り入れながら、賠償額の低水準という問題点を克服することが課題です。そのためには、被害者の被害内容をもっともつと明らかにする活動が必要と考えています。

ポイントは、「ふるさと喪失慰謝料」という慰謝料請求が認められるか否かであると考えています。

いわきの避難者訴訟では、人は、地域での人的交流、地域の文化的な交流、風景や自然の恩恵、生活を支える経済的基盤の交流、自宅での生活状況などといった、地域全体での生活利益を有しており、その生活利益が根こそぎ奪われている、その生活利益こそ「ふるさと」と呼ぶべき法益であり、その法益を失ったことの深い喪失感に慰藉されてしかるべきだと主張しています。

前橋地裁判決は、こうした法益把握

をせず、慰謝料の根拠を自己実現に向けた自己決定権の侵害に求めました。それでは不十分なのです。

今後、私たちは、全国の訴訟団と連携して、こうした訴えを広げていく。それを裁判所が認めるか否かが焦点になっていくと考えています。

全国の支援を広げて

国は、避難指示解除を進め、帰還政策を進めています。こうした中で、原発の事故被害が風化する傾向にあります。

しかし、原発公害の問題は、そこで終わるものではない。被害者の訴えを裁判所に届け、国政に反映していくためには、広範な運動を広げることが必要と感じています。『月刊まなぶ』読者のみなさまにも、ご注目、ご支援をいただければ幸いです。

（ささやま なおと）